

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和元年 6 月 7 日（諮問第 6 4 号）

答申日：令和元年 1 1 月 1 8 日（答申第 6 4 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

平成 3 0 年 8 月 6 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 1 6 年北九州市条例第 5 1 号。以下「条例」という。）第 1 6 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 0 日までの間に発行された審査請求人の亡父（以下「亡父」という。）に係る印鑑登録証明書の発行日付と発行枚数」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、平成 3 0 年 8 月 2 0 日付け北九西市第 9 1 5 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った全部不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 亡父は、平成 2 6 年頃から軽度の認知症を発症していたが、平成 3 0 年 3 月 3 0 日に死亡し、相続が発生した。また、亡父は平成 2 7 年 5 月に金融機関から借入れを行っているが、認知症発症後は実印及び印鑑登録証を自分で管理した形跡がなく、第三者が借入れや債務保証に印鑑登録証等を使用した可能性がある。

よって、審査請求人は、相続人として相続財産を確定する必要があるので、亡父の印鑑登録証明書の発行履歴を請求するものである。

- (2) 我が国の法体系では、死者にはプライバシー権を含む人格権はないとされているから、死者の情報は、当然、遺族等の情報である。

処分庁は『「遺族等による死者の個人情報の開示請求の取扱いについて」』（平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日付け総務市民局長通知。以下『取扱基準』という。）において、死者の保有個人情報を遺族等が開示請求できる場合が限定的に規定されてい

る」旨主張しているが、取扱基準で規定された 4 項目以外にも、例えば、死者の名誉に関わる事項は遺族等の個人情報となしうことは判例上認められている。

仮に取扱基準の 4 項目が制限列举であったとしても、各項目中の具体的事例はあくまでに例示に過ぎない。つまり、解釈次第で、取扱基準の 4 項目に含まれる余地は大いにある。

- (3) 印鑑登録証明書は、金銭消費貸借契約等の法律行為の前提となるものであるから、財産の増減にかかわる法律行為をなすための、つまり、財産そのものではないが、それに密接に関連した不可分のものである。

そして、亡父は、軽度の認知症を発症し、死亡する 2 年ほど前から、1 件の金銭消費貸借契約、1 件の建築請負契約をした事実があり、それ以外にも財産の増減に係る契約をなした蓋然性があることから、被相続人の財産を確定するために本件保有個人情報が必要である。

また、本件保有個人情報は、死者にとって明らかに開示されたくない情報とはいえ、死者と相続人である遺族等が利益相反しているような特別な事情がなければ（例えば、相続人から排除されたような場合）、死者の権利利益が遺族等の権利利益となると考えることは、至極当然なことである。

よって、本件保有個人情報は、広義に、取扱基準の第 1 項「死者である被相続人から相続した財産に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合（相続財産の権利が確定していない場合を含む。）」に該当するものであるといえる。

- (4) 平成 30 年 7 月 30 日付け北九州市個人情報保護審査会答申第 63 号の付帯意見には、「処分庁が死者の個人情報に関する開示請求を受け付けるときは、開示請求者に対して、当該開示請求が取扱基準に適合するか否かを処分庁が判断するに足りる情報を開示請求書に記載させる必要があるほか、その補足として処分庁が開示請求者から聞いた情報はこれを録取し」とあるが、審査請求人は処分庁からそのような指示や録取を受けなかったため、原処分は手続に瑕疵がある。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、平成 30 年 8 月 6 日付けで、審査請求人より条例第 16 条第 1 項の規定に基づく本件保有個人情報の開示請求があったが、本件保有個人情報は取扱基準に該当しないため、同月 20 日付けで全部不開示決定を行ったところ、これを不服として同年 11 月 19 日付けで本件審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように

要約される。

- (1) 条例第 2 条第 2 項において、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」と規定されていることなどから、原則として、遺族等による死者の個人情報の開示請求は認められていないが、死者の個人情報が同時に死者の遺族等の個人情報となるような場合には、例外的に当該遺族等が自己の個人情報として開示請求をすることができる。

取扱基準では、死者の個人情報を遺族等が開示請求できる場合が 4 項目にわたって規定されているが、関係規定や取扱基準の適用に当たっては、死者の真意を確認することは不可能である以上、恣意的な推測により死者のプライバシーや知られたくない情報がいたずらに侵害され、又は拡散されないよう限定的に解釈すべきである。

- (2) 本件保有個人情報は取扱基準の 4 項目のいずれにも該当しないものであり、条例第 16 条第 1 項に規定する「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないことから、審査請求人は、本件保有個人情報の開示請求権を有しない。

取扱基準の第 1 項について、開示請求の対象となるものは相続財産そのものに関する情報であり、本件保有個人情報の内容が印鑑登録証明書の交付履歴及び枚数に関する情報であることを踏まえると、本件保有個人情報は、相続財産（本件では、借入債務又は債務保証）に関する情報とは解されず、また、死者の個人情報であってもそれが同時に審査請求人自身の個人情報と同視すべき情報であるといえないものとする。

取扱基準のその他の 3 項目についても、本件保有個人情報が、相続財産の確定に際し、審査請求人自身の個人情報とみなし得るほど、密接な関係がある情報として認めることは困難である。

- (3) 審査請求人は、「本件開示請求を受け付ける際に処分庁から取扱基準の適合性を判断するための録取等を受けなかったため、原処分は手続に瑕疵がある」旨主張するが、不開示の決定に際しては、処分庁が判断するに足りる内容が保有個人情報開示請求書に記載されており、取扱基準の各項目への適用に際して、疑義が生じることがなく、補足事項の聴取は特に必要がなかったものである。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年 6 月 10 日 諮問の受付
- ② 令和元年 7 月 2 日 審議

- ③ 令和元年 8 月 19 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和元年 9 月 30 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和元年 11 月 12 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件保有個人情報の全部不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

### 1 死者の個人情報の開示請求について

(1) 本市における個人情報保護制度は、実施機関に対し、個人情報の取得、管理及び利用・提供等の全般にわたりその適正な取扱いを義務付け、もって、個人情報に関する本人の権利利益の保護を図ろうとするものである。このため、条例第 16 条第 1 項で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定し、実施機関に対し、当該本人から個人情報の開示を求める請求権を認める本人開示請求制度を設けている。

(2) 条例は、個人情報の本人の権利利益の保護を目的とするものであり、死者に関する情報の保護によって、遺族等第三者の権利利益を保護することを意図するものではなく、死者は権利義務の主体とはなり得ない。したがって、条例第 2 条第 2 項は、「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限り、原則として、死者の個人情報を開示請求の対象から除外しているものである。

もっとも、死者の個人情報のすべてが本人開示請求の対象とはならないものと解することは妥当ではなく、死者の個人情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる。

(3) そして、前記の取扱基準では、死者の個人情報について遺族等が開示請求できる場合として、①死者である被相続人から相続した財産に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合（相続財産の権利が確定していない場合を含む。）、②死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合（損害賠償請求権が確定していない場合を含む。）、③近親者固有の慰謝料請求権や遺贈など、死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得した者が当該情報を開示請求する場合（慰謝料請求権等が確定していない場合を含む。）、④死亡した未成年者に関する情報であって、当該未成年者の死亡当時における親権者が当該情報を開示請求する場合の 4 項目が列挙されている。

## 2 取扱基準適合性に係る判断等について

- (1) 前記 1 の観点から本件について検討すると、本件保有個人情報の内容は亡父に係る印鑑登録証明書の発行履歴に関する情報であり、亡父以外が閲覧することを予定しておらず、亡父にのみに属人的に帰属する個人情報といえる。

審査請求人から提出された書類及び主張からは、本件保有個人情報が、取扱基準の第 2 項ないし第 4 項はもちろんのこと、第 1 項「死者である被相続人から相続した財産に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合（相続財産の権利が確定していない場合を含む。）」に該当するとは認められず、本件保有個人情報が死者の個人情報であっても、それが同時に審査請求人自身の個人情報とみなすことができる情報であるとは解されない。

したがって、本件保有個人情報は、審査請求人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

- (2) 審査請求人は、「本件開示請求を受け付ける際に処分庁から取扱基準の適合性を判断するための録取等を受けなかったため、原処分は手続に瑕疵がある」旨主張する。

しかし、当該手続は、当審査会の答申における付帯意見で指摘した事項であって、法令（条例及び規則を含む。）で定められたものではない。加えて、「原処分の際して、処分庁が判断するに足りる内容が保有個人情報開示請求書に記載されており、取扱基準の各項目への適用の際して、疑義が生じることがなく、補足事項の聴取は特に必要がなかった」との処分庁の説明は、格別不合理なものではなく、これを覆すに足る事情も認められないため、手続に瑕疵があるということとはできない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「取扱基準をいくら関係部署に周知したところで、判断に迷う基準である以上、そしてそのような基準であるから、極力恣意的判断を避けるべく定められた基準が、逆に恣意的判断を助長していることになっているならば、開示基準の見直し、精緻化が必要であろう」との主張や、「条例の中に死者の個人情報を入れ込むことが簡明であるが、弾力性に欠けるといならば、取扱基準等を施行規則に書き入れるなどより制度が充実されるよう期待する」といった主張をしている。

しかし、これらの主張は、本市の個人情報保護制度に関する審査請求人の見解ないし要望というべきものであって、本件審査請求に直接関係するものではないから、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

## 4 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 酉 子
委員	日 高 京 子
委員	松 木 摩耶子